## 岩手県告示第341号

特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の指定(平成10年岩手県告示第1027号)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後	
1 盛岡市内丸10番1号 岩手県 <u>地域振興部NPO・文化国際</u>	1 盛岡市内丸10番1号 岩手県政策地域部NPO・文化国際	
<u>課</u>	<u>課</u>	
2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げ	2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げ	
る場所	る場所	
法第10条第1項の認証を受 盛岡市内丸11番1号 盛岡	法第10条第1項の認証を受 盛岡市内丸11番1号 <u>盛岡</u>	
けて設立しようとする特定 地方振興局企画総務部	けて設立しようとする特定 広域振興局経営企画部	
非営利活動法人、法第25条	非営利活動法人、法第25条	
第3項の認証を受けて定款	第3項の認証を受けて定款	
を変更しようとする特定非	を変更しようとする特定非	
営利活動法人又は法第34条	営利活動法人又は法第34条	
第3項の認証を受けて合併	第3項の認証を受けて合併	
後存続する特定非営利活動	後存続する特定非営利活動	
法人若しくは合併によって	法人若しくは合併によって	
設立する特定非営利活動法	設立する特定非営利活動法	
人(以下「設立法人等」と	人(以下「設立法人等」と	
いう。) の主たる事務所が	いう。)の主たる事務所が	
盛岡市、八幡平市、岩手郡	盛岡市、八幡平市、岩手郡	
及び紫波郡の区域内に所在	及び紫波郡の区域内に所在	
する場合(紫波郡のうち紫	する場合( <u>岩手郡のうち葛</u>	
波町にあっては、紫波町の	巻町にあっては葛巻町の区	
区域以外に主たる事務所以	域以外に主たる事務所以外	
外の事務所を有する設立法	の事務所を有する設立法人	
人等に限る。)	<u>等に、</u> 紫波郡のうち紫波町	
	にあっては紫波町の区域以	
	外に主たる事務所以外の事	
	務所を有する設立法人等に	
	限る。)	
設立法人等の主たる事務所 [略]	設立法人等の主たる事務所 [略]	
が奥州市 <u>及び</u> 胆沢郡の区域	が花巻市、北上市、遠野市	
内に所在する場合(奥州市	<u>、一関市、</u> 奥州市 <u>、和賀郡</u>	
にあっては <u>、</u> 奥州市の区域	<u>、</u> 胆沢郡 <u>、西磐井郡及び東</u>	
以外に主たる事務所以外の	<u>磐井郡</u> の区域内に所在する	
事務所を有する設立法人等	場合 (花巻市にあっては花	
に限る。)	巻市の区域以外に主たる事	
設立法人等の主たる事務所 花巻市花城町1番41号 県	務所以外の事務所を有する	

が花巻市及び遠野市の区域 南広域振興局花巻総合支局 内に所在する場合(花巻市 地域支援部 にあっては、花巻市の区域 以外に主たる事務所以外の 事務所を有する設立法人等 に限る。) 設立法人等の主たる事務所 北上市芳町2番8号 県南 が北上市及び和賀郡の区域 広域振興局北上総合支局地 内に所在する場合(北上市 域支援部 にあっては北上市の区域以 外に主たる事務所以外の事 務所を有する設立法人等に 、和賀郡にあっては和賀郡 の区域以外に主たる事務所 以外の事務所を有する設立 法人等に限る。) 設立法人等の主たる事務所 | 一関市竹山町7番5号 県 が一関市、西磐井郡及び東 南広域振興局一関総合支局 磐井郡の区域内に所在する 地域支援部 場合(一関市にあっては一 関市の区域以外に主たる事 務所以外の事務所を有する 設立法人等に、東磐井郡に あっては東磐井郡の区域以 外に主たる事務所以外の事 務所を有する設立法人等に 限る。) 設立法人等の主たる事務所 大船渡市猪川町字前田6番 が大船渡市、陸前高田市及 地1 大船渡地方振興局企 び気仙郡の区域内に所在す 画総務部 る場合(大船渡市にあって は大船渡市の区域以外に主 たる事務所以外の事務所を 有する設立法人等に、陸前 高田市にあっては陸前高田 市の区域以外に主たる事務 所以外の事務所を有する設 立法人等に限る。) 設立法人等の主たる事務所 | 釜石市新町6番50号 | 釜石 が釜石市及び上閉伊郡の区地方振興局企画総務部

域内に所在する場合(釜石

設立法人等に、北上市にあ っては北上市の区域以外に 主たる事務所以外の事務所 を有する設立法人等に、 関市にあっては一関市の区 域以外に主たる事務所以外 の事務所を有する設立法人 等に、奥州市にあっては奥 州市の区域以外に主たる事 務所以外の事務所を有する 設立法人等に、和賀郡にあ っては和賀郡の区域以外に 主たる事務所以外の事務所 を有する設立法人等に、胆 沢郡にあっては胆沢郡の区 域以外に主たる事務所以外 の事務所を有する設立法人 等に、東磐井郡にあっては 東磐井郡の区域以外に主た る事務所以外の事務所を有 する設立法人等に限る。)

が釜石市及び上閉伊郡の区 広域振興局経営企画部 域内に所在する場合(釜石

設立法人等の主たる事務所 | 釜石市新町6番50号 | 沿岸

市にあっては、釜石市の区		市にあっては、釜石市の区	
域以外に主たる事務所以外		域以外に主たる事務所以外	
の事務所を有する設立法人		の事務所を有する設立法人	
等に限る。)		等に限る。)	
設立法人等の主たる事務所	宮古市五月町1番20号 宮	設立法人等の主たる事務所	宮古市五月町1番20号 ※
が宮古市及び下閉伊郡(普	古地方振興局企画総務部	が宮古市及び下閉伊郡(普	岸広域振興局経営企画部営
代村を除く。)の区域内に		代村を除く。)の区域内に	古地域振興センター
所在する場合		所在する場合	
		設立法人等の主たる事務所	大船渡市猪川町字前田6番
		が大船渡市、陸前高田市及	地1 沿岸広域振興局経営
		び気仙郡の区域内に所在す	企画部大船渡地域振興セン
		る場合 (大船渡市にあって	<u>9-</u>
		は大船渡市の区域以外に主	
		たる事務所以外の事務所を	
		有する設立法人等に、陸前	
		高田市にあっては陸前高田	
		市の区域以外に主たる事務	
		所以外の事務所を有する設	
		立法人等に限る。)	
設立法人等の主たる事務所	久慈市八日町一丁目1番地	設立法人等の主たる事務所	久慈市八日町一丁目1番地
が久慈市、下閉伊郡普代村	<u>久慈地方振興局企画総務</u>	が久慈市、下閉伊郡普代村	県北広域振興局経営企画
並びに九戸郡野田村及び洋	<u>率</u>	並びに九戸郡野田村及び洋	<u>部</u>
野町の区域内に所在する場		野町の区域内に所在する場	
合(久慈市にあっては久慈		合(久慈市にあっては久慈	
市の区域以外に主たる事務		市の区域以外に主たる事務	
所以外の事務所を有する設		所以外の事務所を有する設	
立法人等に、 <u>九戸郡のうち</u>		立法人等に、下閉伊郡のう	
洋野町にあっては洋野町の		ち普代村にあっては普代村	
区域以外に主たる事務所以		の区域以外に主たる事務所	
外の事務所を有する設立法		以外の事務所を有する設立	
人等に限る。)		法人等に、九戸郡のうち、	
		野田村にあっては野田村の	
		区域以外に主たる事務所以	
		外の事務所を有する設立法	
		<u>人等に</u> 、洋野町にあっては	
		洋野町の区域以外に主たる	
		事務所以外の事務所を有す	
		る設立法人等に限る。)	
設立法人等の主たる事務所	二戸市石切所字荷渡52番地	設立法人等の主たる事務所	二戸市石切所字荷渡52番地
が二戸市、九戸郡軽米町及	二戸地方振興局企画総務	が二戸市、九戸郡軽米町及	<u>県北広域振興局経営企</u>
び九戸村並びに二戸郡の区	<u>部</u>	び九戸村並びに二戸郡の区	部二戸地域振興センター

域内に所在する場合	域内に所在する場合 (二戸
	市にあっては二戸市の区域
	以外に主たる事務所以外の
	事務所を有する設立法人等
	に、九戸郡のうち軽米町に
	あっては軽米町の区域以外
	に主たる事務所以外の事務
	所を有する設立法人等に限
	<u>3.)</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。